



HPはこちら

東日本ユニオン NEWS

JR東日本労働組合
発責 組織情宣部
2023年11月23日 No.694

ルールに則った運用の徹底を求める！

幹申第2号「2023年度ダイヤ改正の実施後に関する申し入れ」

現在、JR東日本では「変革 2027」の経営ビジョンのもと、様々な会社施策を導入しています。

そうした中、2023年度のダイヤ改正を実施して以降、今日までの運用において「会社施策の独り歩き」ではないかと思われる問題点や疑問の声が東日本ユニオンに寄せられていることから11月20日に新幹線統括本部に対し申し入れを行いました。



申し入れ項目

1. 在来線便乗・車両センター間での徒歩について、天候の急変に対しては乗務員の安全と健康を第一優先に据えることのできる万全の対応をとること。
2. 基本運用行路表に「その他時間」を設ける場合には、どの行路に設けるのか、ひろく乗務員と協議の上、決定すること。
3. 基本運用行路表に「その他時間」を設ける場合には、ダイヤ改正の運用前にその業務内容を明確にして社員周知を行うこと。
4. 「その他時間」に関する業務の内容が不確定の場合には、必要な出面が算出できないため基本運用行路表に「その他時間」を設定しないこと。
5. 「その他時間」で「駅業務・企画業務等」を指定する場合には、指示する管理者等の教育を再徹底すること。